５　備蓄

防災庁は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

防災庁は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、地方公共団体における救援の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体間の相互応援協定や、地方公共団体と事業者等との間で物資供給に関する協定をあらかじめ締結するよう、連携強化の推進に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体が救援を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう、物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

防災庁は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が救援の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る国民保護措置を実施するため、防災庁において管理する物資及び資材を備蓄する施設及び設備について、平素から点検するものとする。

第３章　武力攻撃事態等における対応

第１節　防災庁情報連絡室の設置

１　防災庁情報連絡室の設置

防災庁は、内閣官房等から武力攻撃等に係る兆候に関する情報を入手した場合において、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、防災庁情報連絡室（以下「庁情報連絡室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、官邸危機管理センターの対応状況を踏まえ、関係都道府県に対し、必要に応じて庁情報連絡室を設置した旨を連絡するものとする。

２　庁情報連絡室の組織及び運営

庁情報連絡室は、別に定める基準により、防災庁職員において組織・運営するものとする。

庁情報連絡室は、防災庁内から収集した情報を取りまとめ、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。

防災庁職員は、武力攻撃等に係る兆候に関する情報を得た場合は、直ちに、庁情報連絡室に報告するとともに、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始するものとする。

防災庁職員は、関係地方公共団体からの情報に加え、報道情報、指定公共機関への電話照会等あらゆる手段により収集した情報を庁情報連絡室に報告するものとする。

第２節　防災庁緊急事態調整室の設置

１　防災庁緊急事態調整室の設置

防災庁は、官邸に官邸対策室等が設置された場合や武力攻撃災害が発生した場合等において、事務次官が必要と認めるときは、防災庁緊急事態調整室（以下「庁緊急事態調整室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、内閣官房と調整の上、庁緊急事態調整室を設置した旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、庁緊急事態調整室を設置した旨を連絡するものとする。その際は、関係省庁と連携・協力しつつ、関係都道府県に対し、救援の実施に向けた準備等の必要な措置を講ずるよう助言するものとする。

２　庁緊急事態調整室の組織及び運営

庁緊急事態調整室の体制は、別に定める庁対策本部の体制に準ずるものとする。

防災庁職員は、別に定める基準に従い参集し、参集の連絡を受けたときは、最も迅速かつ確実な手段を用いて速やかに指定の場所に参集するものとする。

庁緊急事態調整室は、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。また、事態に応じて地方公共団体及び関係機関により講じられる救援の実施に向けた準備等についての情報の収集・分析、必要な支援の調整等を行うものとする。

３　庁対策本部への移行

庁緊急事態調整室を設置した後に政府において事態認定が行われた場合には、直ちに庁対策本部を設置し、庁緊急事態調整室は廃止するものとする。

第３節　関係機関等との連携

１　官邸危機管理センター等への参集

防災庁は、内閣危機管理監から緊急参集チームへの招集があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに官邸危機管理センター等に参集させるものとする。統括官（災害事態対処担当）の参集が困難なときは、あらかじめ指名した職員を官邸危機管理センター等に参集させるものとする。

２　事態対処専門委員会への参集

防災庁は、内閣官房から事態対処専門委員会の開催の連絡があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに指定された場所へ参集させるものとする。

３　国家安全保障会議に係る調整

防災庁は、内閣官房から国家安全保障会議の開催の連絡があり、防災大臣の参加が必要な場合は、防災大臣の出席に係る調整を行うものとする。

４　地方公共団体との連携

防災庁は、地方公共団体の組織体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化を図るものとする。

防災庁は、適切な国民保護措置に資するため、対策本部等から収集した武力攻撃事態等に関する情報や関係機関による国民保護措置に関する情報等を、地方公共団体に対し速やかに伝達するものとする。

防災庁は、関係地方公共団体その他の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するとともに、都道府県知事等から防災庁の所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し支援の要請があったときは、その要請の趣旨を踏まえ、適切な支援を講ずるものとする。

第４節　庁対策本部の設置

武力攻撃事態等に認定され、政府に対策本部が設置されたときは、直ちに、防災庁に防災大臣を本部長（以下「庁対策本部長」という。）とする庁対策本部を設置し全職員を招集する。庁対策本部は、次の業務を行うものとする。

・国民保護措置の実施に関する防災庁内における総括及び総合調整
・対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
・対策本部、関係機関等から収集した情報の防災庁内への提供
・防災庁内からの救援の実施状況等に関する情報の取りまとめ
・防災庁の所掌事務に関する国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等による広報活動の総括
・防災庁国民保護現地対策本部（以下「庁現地対策本部」という。）を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
・その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務

庁対策本部を設置した場合には、直ちにその旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、連絡するものとする。